

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成12年度より、国において展開されてきた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」は、壮年期死亡の減少、健康寿命（注1）の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し、発症を予防する「一次予防」を重視した取組みが推進されてきました。

恵庭市においては、国の健康日本21の市町村計画として、平成18年3月に、平成18年度から平成27年度までの10か年計画として、「恵庭市健康づくり計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、市民の健康増進に向け各種保健事業を推進しています。

わが国は生活環境の改善や医学の進歩などにより、平均寿命（注2）は世界有数の水準を保っています。

一方、人口の高齢化に伴い、がん、脳卒中、糖尿病等のいわゆる「生活習慣病」を患う人が多くなり、また社会的環境の変化によるストレスで心身の不調を訴える人も増えています。

このような中で、近年は、平均寿命の長さだけでなく、心身ともに自立し、生活の質を伴った健康寿命の延伸と健康格差（注3）の縮小が課題となっています。

このたび、国においては、これまでの健康日本21を見直し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（以下「国民運動」という。）を本年7月に告示し、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進行などの重症化予防を重視した取組みを推進するために、次の5つの基本的な方向が示されました。

- （1）健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- （3）社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- （4）栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
- （5）健康を支え、守るための社会環境の整備

また、これらの基本的な方向を達成するための目標53項目について、現状の数値と概ね10年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取組みも示されました。

恵庭市におきましても、現行計画を見直し、社会情勢の変化や国における国民運動を見据え、国の基本的な方向や53項目等を十分に勘案し、31項目に絞り込んで平成25年度からの恵庭市健康づくり計画（後期計画）（以下「後期計画」という。）を策定します。

（注1）健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

（注2）平均寿命 0歳の人とその後生存する平均年数

（注3）健康格差 地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差

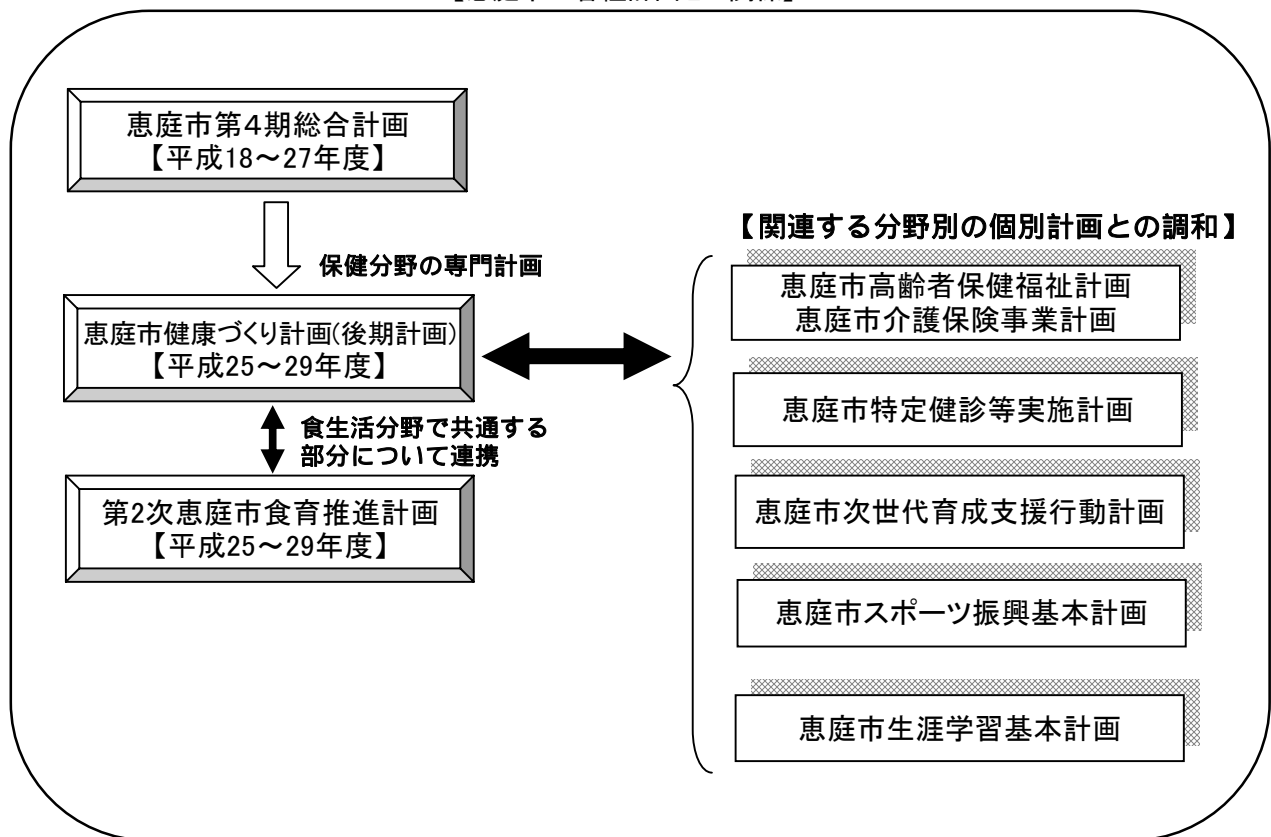
2. 計画の位置づけ

恵庭市健康づくり計画は、健康増進法第8条第2項の規定により、市町村健康増進計画として策定します。計画の策定にあたり、同第7条の基本方針を十分に勘案し、地域住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画として策定します。

さらに、食生活分野の一部が共通する「恵庭市食育推進計画」とは十分に連携を図ります。

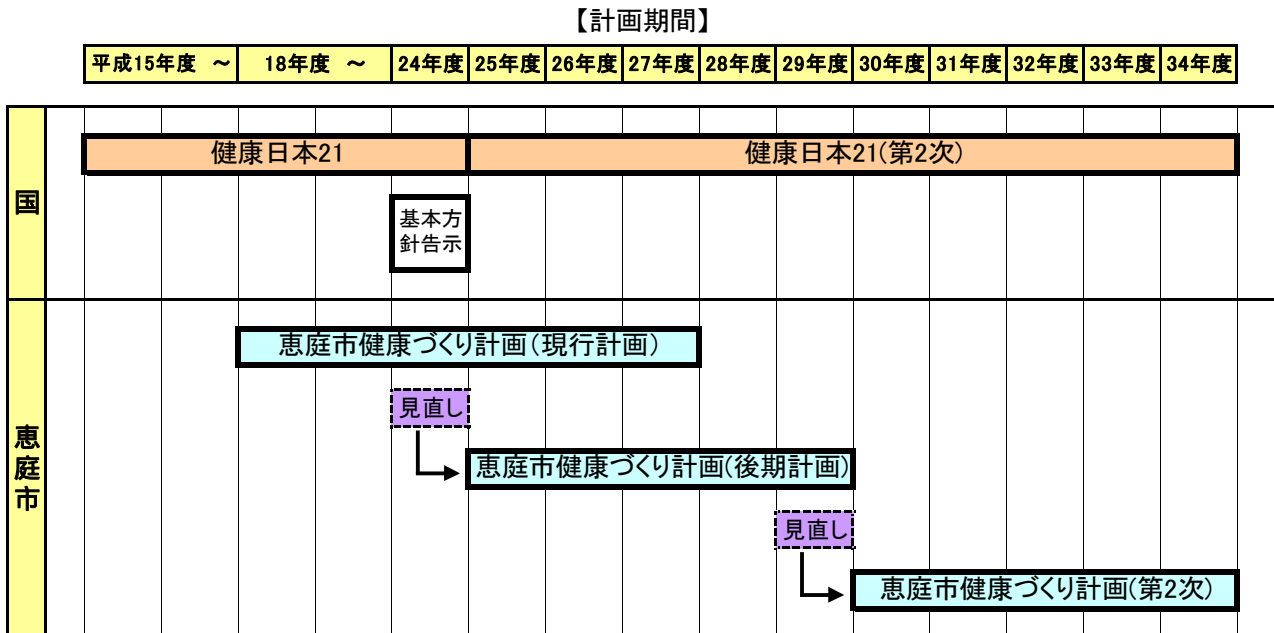
また、「恵庭市第4期総合計画」を上位計画とし、保健分野の専門計画として位置づけ、総合計画との整合性を図り、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等関連する分野別の個別計画との調和を保ちます。

【恵庭市の各種計画との関係】



3 . 計画期間

後期計画の計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とし、平成29年度に必要な見直しを行い、平成30年度から34年度までの5年間の計画（第2次）を策定します。



4 . 計画の策定体制等

(1) 保健センター運営協議会の開催等

計画の策定にあたっては、保健所、医師会・歯科医師会、社会福祉協議会等福祉関係団体の関係者10名の委員で構成される「保健センター運営協議会」において、必要な協議を行いました。

(2) 庁内の策定体制

市役所内の組織として「保健福祉推進会議」を構成し、必要な協議を行うとともに高齢期の健康づくりについては、保健福祉推進会議に健康推進部会を設置し検討を行いました。

(3) 市民の意見反映

計画の策定にあたり、平成23年度に市民2,800人を対象に「健康づくり・食育に関するアンケート」調査を行いました。

【健康づくり・食育に関するアンケート調査の概要】

調査期間	平成23年9月15日～10月15日	調査項目	属性、健康観、健康管理、食生活、運動、喫煙、歯科保健、こころの健康、健康診断・がん検診、医療(52問)
調査対象	20歳以上の恵庭市民2,800人		
調査方法	郵送による調査	回収状況	回収率は38.5%